



埼玉中環保第 99 号
令和 4 年 8 月 25 日

埼玉中部環境保全組合
新たなごみ処理施設等建設検討委員会委員長 様

埼玉中部環境保全組合
管理者 宮 崎 善 雄



諮 問 書

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 基本合意書（令和 3 年 9 月 16 日締結）を受け、建設予定地を決定することについて

2 諮問の趣旨

埼玉中部環境保全組合（以下、「本組合」という。）の構成市町である鴻巣市、北本市、吉見町（以下、「2市1町」という。）は、新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書（令和 3 年 9 月 16 日締結）において、「埼玉中部環境保全組合を事業主体として、新たなごみ処理施設の建設を行う。」「施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする。」ことなどに合意しました。

本組合では、この基本合意書の内容を踏まえた 2 市 1 町からの依頼文書に基づき、新たなごみ処理施設の整備を埼玉中部環境センターの更新事業として推進することとしました。

当該事業の推進にあたり、建設予定地を巡る 2 市 1 町の考え及び合意書を踏まえての本組合の事務の進め方などを説明させていただき、本諮問に対する貴検討委員会のご意見をお伺いするものです。